

論点⑤：【29条②】障害を有する受刑者・出所者等に対する処遇及び 支援の在り方

委員名 石野富志三郎

(1) 刑務所における合理的配慮

ろう者のコミュニケーションに対する権利、手話通訳を依頼する権利、情報アクセスに関する権利が全く保障されておらず、矯正が効果をあげていないといえない。手話による会話の機会が保障されないまま精神的に孤立した生活を強いられている状況にある。

手話通訳者を付することの保障及び手話による会話の機会の保障、また、刑務所内ではテレビ放送視聴について、決められた時間内であれば自由な視聴が認められているが、ろう受刑者であってもテレビの視聴を享受できるよう、字幕機能が設定できるテレビ及びリモコンの配置が必要である。また、音声による放送については、文字放送等でその情報にアクセスできるよう、施設面での配慮が求められる。

その他、受刑者の「制限区分」や「優遇措置」により受刑者の処遇が変わるが、電話発信等についてはろう受刑者の場合はテレビ電話の利用を認める等、受刑者としての制限があっても情報・アクセス権が保障されるべきである。

同様に、ろう受刑者への面会希望者が「手話」による面会を希望する場合、ろう受刑者の処遇によって、その面会に立ち合いが必要な場合は、施設が所在する地域の手話通訳の派遣制度を施設が活用できるよう、派遣事業に明記が必要である。またその費用についても被受刑者へ求めないことが重要である。

(2) 社会復帰に対する支援について

障害を有する人が刑務所での期間を終え、出所する場合、健常者以上に社会復帰のための支援が必要となる。

より円滑な社会復帰を福祉サポートするために「地域生活定着支援事業」として全国に地域生活定着支援センターの設置が展開されている。

センターでは、刑務所出所前から対象者の社会復帰について相談支援を行い、出所後すみやかに福祉の支援が受けられるように調整をすることになっている。

センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士、介護支援専門員等が当たることになっているが、コミュニケーション支援については明確に記載がされていない。

聴覚障害者はその支援を受けるためにも、本人が十分に理解可能なコミュニケーション手段での情報・アクセス権の保障が必要であり、そのために必要な専門人員の配置及び費用措置についてと併せて、地域生活定着支援事業の中に明記すべきである。